

<労使協定の概要>

- ◇ 対象となる派遣労働者の範囲 : ソフトウェア開発業務に従事する従業員
- ◇ 賃金構成 : 基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、業務手当
- ◇ 賃金の決定方法

<基本給>

等級 (※1)	職務の内容	基本給額 (※2)	対応する一般の労働者の 労力・経験の目安
A ラ ン ク	上級ソフトウェア開発技術者 (高度なプログラミング言語や業務知識、コミュニケーションスキルを有しプロジェクト推進の中心的な役割が果たせる)	2,500～	10年
B ラ ン ク	中級ソフトウェア開発技術者 (一般的なプログラミング言語や業務知識を有し、 報連相ができる。プロジェクト推進の一員としての役割 やリーダー補佐としての役割を果たせる)	2,000～	3年
C ラ ン ク	初級ソフトウェア開発技術者 (言語とワープロ・表計算・マクロ等の事務ツールが 使える。プロジェクト作業員の役割が果たせる)	1,500～	0年

※1 半期ごとの勤務評価の結果、より高い等級の業務を遂行する能力があると認められた場合
その能力に応じた派遣就業の機会を提示するよう努める

※2 勤務評価の結果、経験の蓄積や能力の向上があると認められた場合、業務手当を加算する
その他、勤務実績で顕著な功績が認められた場合、特別手当を支給する場合がある

<時間外労働手当、深夜・休日手当> 法令に従って支給

<通勤手当> 通勤に要する実費相当を支給

令和4年4月1日

- ◇ 有効期間 : 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

株式会社SGM
代表取締役 見取 俊哉
株式会社SGM
従業員代表 加藤 康之